

一般社団法人放送サービス高度化推進協会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人放送サービス高度化推進協会(以下「本協会」という。)定款第30条に基づき、本協会の役員に対する報酬の支給基準について定め、適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語は、次の各号による。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、専務理事、常務理事、その他の業務執行理事をいう。

(報酬の決定)

第3条 理事長は、当協会の財政状況、役員の職務を勘案し、理事会の承認を得て常勤役員の報酬額を決定する。

(役員の実費の弁償)

第4条 役員が本協会のために使用した経費は、本協会において負担する。

(規程の変更)

第5条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(設立登記の日は2013年4月1日)

附則

この規程は、本協会の定款変更の日から施行する。

(定款変更の日は2016年4月1日)